

浜松市告示第366号

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下、「条例」という。）第5条第1項の規定により事業計画書が提出され、条例第6条第1項の規定により廃棄物処理施設に係る関係地域を定めたので、条例第7条の規定に基づき次のとおり告示し、当該事業計画書及び生活環境影響調査結果書を縦覧に供する。

なお、当該事業計画について、生活環境保全上の見地から意見を有する関係住民（条例第2条第9号で規定される者に限る。）は、告示の日から起算して45日を経過する日（令和8年8月14日までに条例第9条第1項に規定する説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して15日を経過する日）までに、意見書を市長に提出することができる。

令和8年6月30日

浜松市長 中野 祐介

- 1 設 置 者 静岡県浜松市中央区湖東町5849番地
株式会社 KAWARYO PGM 代表取締役 米山 雅巳
- 2 設 置 等 の 場 所 浜松市中央区湖東町5849番地
- 3 事業計画の概要 産業廃棄物の積替え保管施設の設置
- 4 関 係 地 域 敷地境界線から50メートル以内の地域
- 5 縦 覧 の 期 間 令和8年6月30日から条例第7条に定める日まで
- 6 縦覧の場所及び時間
 - （1）浜松市環境部産業廃棄物対策課
浜松市中央区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎3階
閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで
 - （2）和地協働センター
浜松市中央区和地町6578番地
休館日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 処理施設の種類
産業廃棄物の積替え保管施設

8 処理する廃棄物の種類

保管施設①

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

保管施設②

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

保管施設③

感染性産業廃棄物

保管施設④

廃酸、廃アルカリ

9 処理施設の処理能力（保管量上限）

保管施設①

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

・・・4.2 m³

保管施設②

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

・・・3.2 m³

保管施設③

感染性産業廃棄物

・・・1.2 m³

保管施設④

廃酸、廃アルカリ

・・・120L

10 意見書の提出方法

以下の記載項目を満たす文書提出（郵送、FAX、メール）とする。（日本語により記載すること。）

- （１）提出者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

- (2) 意見の対象となる設置者の氏名又は名称
- (3) 廃棄物処理施設の設置等の場所及び種類
- (4) 意見（生活環境の保全上の見地からのものに限る。）

1 1 意見書の提出先

浜松市環境部産業廃棄物対策課

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号

電 話 053-453-6190

F A X 050-3385-9237

メールアドレス sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp